

〔梅松論〕下結城太田大夫判官親光が振廻、誠に忠臣の儀をあらはしければ、みる人は、申に不及聞傳ける族までも、讚ぬ者こそなかりけれ、十日○建武三年正月の夜、山門へ臨幸の時、追付奉て、馬より下り、冑をぬぎ、御輿の前に畏申けるは、今度官軍鎌倉近く責下て、泰平を致すべき所に、さもあらずして、天下如此成行事は、併大友左近將監が、佐野にをいて、心替りせし故也、逆も一度は君の御爲に、命を奉るべし、御暇を給て、僞て、降參して、大友と打違て、死を以て忠を致すべしとて、思ひ切て、賀茂より打歸りけれども、龍顔を拜し奉らん事も、今を限りと存ければ、不覺の涙、鎧の袖をぞぬらしける、君も遙に御覽じ送て、頼母敷も哀にも思召されければ、御衣の御袖をまばり給ひける、さる程に東寺の南大門に、大友が手勢二百餘騎にて、打出たり、親光が一族、益戸下野守家人一兩輩召具て、殘る勢をば九條邊にとめ置て、大友に付て、降參のよしを僞て云ければ、○中大友御對面の後、可進のよし云て、太刀をうけとらんとする所に、さはなくて、馳並て拔打に切、○中親光が忠節を盡しける最後の振舞、昔も今も難有ぞ覺し、○下

〔太平記十六〕正成兄弟討死事

楠判官正成、舍弟帶刀正季ニ向テ申ケルハ、敵前後ヲ遮テ、御方ハ陣ヲ隔タリ、今ハ遁ヌ處ト覺ルゾ、イザヤ先前ナル敵ヲ一散シ追捲テ、後ロナル敵ニ戰ハント申ケレバ、正季可然覺候ト同ジテ、七百餘騎ヲ前後ニ立テ、大勢ノ中へ懸入ケル、○中正成ト正季ト、七度合テ七度分ル、其心偏ニ左馬頭○足利直義ニ近付、組テ討ント思ニアリ、遂ニ左馬頭ノ五十萬騎、楠ガ七百餘騎ニ懸靡ケラレテ、又須磨ノ上野ノ方ヘゾ引返シケル、○中直義ハ馬ヲ乗替テ、遙々落延給ケリ、左馬頭楠ニ追立ラレテ、引退ヲ將軍○足利尊氏見給テ、惡手ヲ入替テ、直義討スナト被下知ケレバ、○中三時ガ間ニ、十六度迄鬪ヒケルニ、其勢次第々々ニ滅ビテ、後ハ纔ニ七十三騎ニゾ成ニケル、此勢ニテモ打破テ落バ、落ツベカリケルヲ、楠京ヲ出シヨリ、世ノ中ノ事、今ハ是迄ト思所存有ケレバ、一足モ引ズ戰テ、